○法務省告示第二百五十九号

北海道苫前郡羽幌町役場備付けの次の一の戸籍の一部及び同役場保存の次の二から九までの除籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月二十四日

法務大臣　江田　五月

一　北海道苫前郡羽幌町北二条一丁目十一番地　金丸　末松

二　同町字築別炭砿十二番地　中沢　文治

三　同町南六条六丁目五番地　竹中　榮吉

四　同町南六条四丁目二十二番地　岡田　毅

五　同町港町三丁目九番地　三國冨士男

六　同町栄町百一番地　清水　滿

七　同町字築別炭砿三十四番地　富樫日出二

八　同町字築別炭砿二十九番地　佐藤　義光

九　同町字築別炭砿三十四番地　相原　末藏

○法務省告示第二百六十号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十三年五月二十四日

法務大臣　江田　五月

指定の効力が生ずる日	登記所	事務
平成二十三年六月一日	宇都宮地方法務局真岡支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	前橋地方法務局沼田支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	奈良地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	金沢地方法務局小松支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	広島法務局呉支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	秋田地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	秋田地方法務局能代支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	函館地方法務局八雲支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	旭川地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	高松法務局寒川出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十三年六月一日	松山地方法務局宇和島支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務

○文部科学省告示第八十九号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、公表する。

平成二十三年五月二十四日

文部科学大臣　髙木　義明

前文中「であるとともに、」を「となっている。」に、「として、また、災害発生時の応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担って」を「であるとともに、災害発生時には応急避難場所としての役割を果たす重要な施設となって」に改める。

一を次のように改める。

一　背景

平成二十三年三月に発生した東日本大震災においては、耐震化されていた公立の義務教育諸学校等施設が児童生徒等の命を守っただけでなく、地域住民の応急避難場所としても機能しており、その安全性を確保することが極めて重要であることが再認識されたところである。しかしながら、その多くが地域の防災拠点となっているにもかかわらず、未だに耐震性が確保されていない公立の義務教育諸学校等施設も存在しており、一刻も早くその全てを耐震化することが最大の課題となっている。

また、耐震化のほか、公立の義務教育諸学校等施設については、昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に一斉に建設されたものが多いことから、老朽化も深刻になっており、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するためには、老朽化対策の推進も重要な課題となっている。

さらに、地球温暖化等の環境問題に対応するため、環境を考慮した学校施設であるエコスクール化を推進することも重要な課題である。

このほか、情報化等の社会状況の変化や、多様な学習活動等に対応した施設整備を図ることも必要となっている。

このような状況を踏まえ、各地方公共団体が主体的に、地域の実情を踏まえた公立の義務教育諸学校等施設の整備を計画的に推進していく必要がある。

二の1中「耐震性の確保を図る」を「地震、津波等の災害に備えるための」に改め、「重要である。」の次に次の段落を加える。

また、東日本大震災における公立の義務教育諸学校等施設の被害については、建物自体への被害に加え、天井材や外装材等の非構造部材にも多大な被害が生じたことに鑑み、非構造部材の耐震化の推進も必要である。

二の1中「公立の義務教育諸学校等施設の耐震診断については、国土交通省所管の補助事業を活用するなど、平成十八年内を目途に完了するための方策を講じる」を「地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）に規定されている耐震化事業に要する経費に対する国庫補助率の嵩上げ規定が平成二十八年三月三十一日まで延長されたことを踏まえ、平成二十三年度から二十七年度までのできるだけ早い時期に、小学校や中学校をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を完了することを目指す」に改め、同1に次の段落を加える。

さらに、公立の義務教育諸学校等施設は、地震等の災害発生時には応急避難場所としての役割を果たすことから、耐震化のみならず、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等を整備することにより、防災機能の強化を図ることが必要である。また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。